

# 提出書類の記入要領について

## 建築設備

## ●定期報告制度とは

建築物等の安全性を保つためには、日頃から適法な状態に維持管理することが必要です。

不特定多数の者が利用する建築物等については、一旦、火災等の事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全を確保する必要があります。特に、建築設備については、火災等が発生したときに人々の生命を守るための大切な役割を担っています。

このため、建築基準法では、建築物、建築設備、防火設備及び昇降機等について、それらの所有者・管理者に対し、定期的に専門技術を有する資格者に調査、検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告することを義務づけています。

## ●定期報告に関する罰則

建築基準法 第101条 (抜粋)

次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

二 第12条第1項又は第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

※定期報告を提出しなかったり、虚偽の報告をした場合は100万円以下の罰金の処分を受ける可能性があります。

## ●定期報告の流れ

時期	所有者又は管理者	検査者
7月 8月	①特定行政庁から所有者又は管理者に「定期報告案内通知書」が届く。 (列年およそ6月から8月にかけて発送されます。)  ②建築士又は有資格者に検査依頼  <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【定期検査報告に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工図面 (設計図や改修図面等)</li> <li>・確認通知書、確認申請書類</li> <li>・検査済証</li> <li>・前回の定期報告書 (初回の場合除く)</li> <li>・今回届いた定期報告の「通知書」</li> </ul> </div> ⑥報告書類の内容を確認する ※報告者は、所有者と管理者が異なる場合は <b>管理者</b> となります。	③所有者又は管理者から検査依頼を受ける  ④検査者によるヒアリング・現地検査の実施   ⑤検査者により報告書類作成
9月 10月 11月	<p><b>報告期限は9月1日から11月30日までです。</b>            (※定期報告の対象となる建築設備は32、33ページ参照)</p>	
		⑦定期検査報告書を提出する。  <b>提出窓口:(公財)佐賀県建設技術支援機構 建築課</b> (〒849-0936 佐賀市鍋島町森田912番地)  <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>※毎年10月頃～11月末にかけては、定期検査報告が重なり、窓口の(公財)佐賀県建設技術支援機構も大変混雑します。            早目のお手続きをお勧めします。  <b>※受付時間 (AM) 9:00～11:00 (PM) 13:00～16:00</b></p> </div>
12月 1月	※報告期限を過ぎても定期報告が提出されていない場合、特定行政庁より「再依頼通知書」が送付されますので、記載された期限までに報告を完了しなければなりません。	
2月 3月	⑧特定行政庁より「審査結果通知書」が送付されますので、大切に保管してください。	

# 建築設備定期検査報告書 様式

## 建築設備(昇降機を除く)

### ●定期検査報告書 (1部作成)

5～26ページ参照

- 定期検査報告書(第36号の6様式)
- 建築設備検査結果表(別記第1～4号)
- 建築設備関係写真(別添様式)  
注)検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。
- 建築設備換気状況評価表<sup>※</sup>・換気風量測定表・排煙風量測定記録・照度測定表(別表1～4)  
※建築設備換気状況評価表(別表1)と併せて環境測定結果表の添付をお願いします。

### ●定期検査報告概要書 (1部作成)

28～31ページ参照

- 定期検査報告概要書(第36号の7様式)

## 休止・廃止・再使用届

### ●建築設備等を廃止・休止・再使用する場合

27ページ参照

- 特定建築設備等廃止・休止・再使用届

---

#### 様式のダウンロードはこちら

○佐賀県HPよりダウンロード

ホーム > くらし・子育て > 住まい・建物 > 届出・手続き > 建築物・建築設備等の定期報告制度について > 定期報告関係様式集

ホームページ内検索



定期報告関係様式集

○佐賀市HPよりダウンロード

ホーム > くらしの情報 > まちづくり > 土地・建築行政 > 建築物等の定期報告 > 特定建築物・特定建築設備等の定期検査報告制度 > 関連ファイル

ホームページ内検索



特定建築物・特定建築設備等の定期検査報告制度

# 綴り方

## ●定期検査報告書

- ・1部提出する。
- ・下記の順番にクリップ等でまとめる。  
(フラットファイル等には収納しないでください。)  
(差し替え等の可能性があるため、ホッチキス留めはしないでください。)



## ●定期検査報告概要書

- ・定期報告書の内容と整合するように作成する
- ・4枚をクリップ等でまとめ、1部提出する

<p>【1. 検査項目】</p> <p>【2. 検査結果】</p> <p>【3. 検査結果の概要】</p> <p>【4. 検査結果の概要】</p> <p>【5. 検査結果の概要】</p> <p>【6. 検査結果の概要】</p> <p>【7. 検査結果の概要】</p> <p>【8. 検査結果の概要】</p> <p>【9. 検査結果の概要】</p> <p>【10. 検査結果の概要】</p>	<p>【1. 検査項目】</p> <p>【2. 検査結果】</p> <p>【3. 検査結果の概要】</p> <p>【4. 検査結果の概要】</p> <p>【5. 検査結果の概要】</p> <p>【6. 検査結果の概要】</p> <p>【7. 検査結果の概要】</p> <p>【8. 検査結果の概要】</p> <p>【9. 検査結果の概要】</p> <p>【10. 検査結果の概要】</p>	<p>【1. 検査項目】</p> <p>【2. 検査結果】</p> <p>【3. 検査結果の概要】</p> <p>【4. 検査結果の概要】</p> <p>【5. 検査結果の概要】</p> <p>【6. 検査結果の概要】</p> <p>【7. 検査結果の概要】</p> <p>【8. 検査結果の概要】</p> <p>【9. 検査結果の概要】</p> <p>【10. 検査結果の概要】</p>	<p>【1. 検査項目】</p> <p>【2. 検査結果】</p> <p>【3. 検査結果の概要】</p> <p>【4. 検査結果の概要】</p> <p>【5. 検査結果の概要】</p> <p>【6. 検査結果の概要】</p> <p>【7. 検査結果の概要】</p> <p>【8. 検査結果の概要】</p> <p>【9. 検査結果の概要】</p> <p>【10. 検査結果の概要】</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 令和5年度から定期報告書の提出部数が変わりました

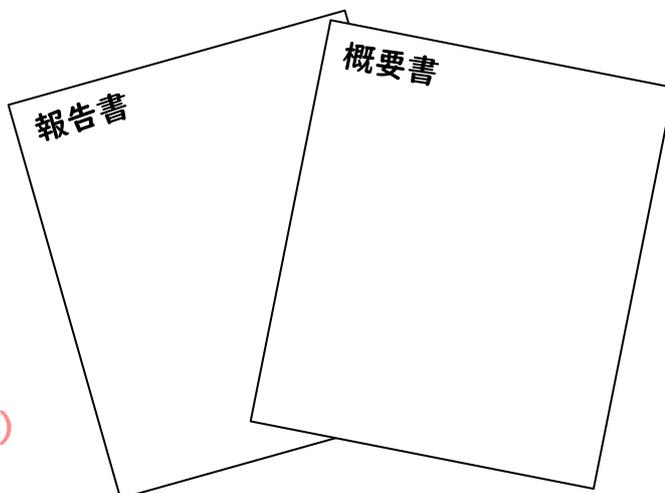
## 変更前

- 定期報告書(正) } 2部
- 定期報告書(副) }
- 定期報告概要書 1部



## 変更後

- 定期報告書 1部
- 定期報告概要書 1部



定期報告書の提出が  
1部になりました。  
※控えとして、報告書表紙(写し)  
のみをお返しします。

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

※朱書き：令和5年度より様式変更箇所  
青書き：記入例

定期検査報告書

（建築設備（昇降機を除く。））

（第一面）

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

特定行政庁 **佐賀県知事  
又は  
佐賀市長** 様

提出日を記入する。

令和○年 月 日

令和3年1月1日より押印不要

報告者氏名 **所有者又は管理者**

検査者氏名 **代表となる検査者**

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

所有者と管理者が異なる場合は、**管理者**を記入してください。

※「管理者」とは、当該建築物の維持管理、長期修繕計画等に対して、金銭面も含め、主体的に関与しているものです。

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

フリガナも記入してください。

法人にあっては、代表者名も記入してください。

【3. 報告対象建築物】

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】
- 【ニ. 用途】

住居表示にて記入してください。

第二面の指摘箇所より、該当箇所に「レ」マークをチェックしてください。※要是正のみが一つでもあれば既存不適格にはチェックしない。

【4. 検査による指摘の概要】

- 【イ. 指摘の内容】  要是正の指摘あり（ 既存不適格）  指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】 **換気・排煙風量不足、非常用照明照度不足**
- 【ハ. 改善予定の有無】  有（令和○年11月に改善予定）  無
- 【ニ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日	<p>改善予定のうち最も早いものを記入してください。</p> <p>第二面（6.10.14欄【イ. 指摘の内容】）において、「要是正の指摘あり」の指摘内容を簡潔に記載してください。</p>	
第 号		
係員氏名		

複数棟の場合、報告対象棟ごとに（第一面）より作成してください。

（第二面）

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 3 階 地下 0 階  
【ロ. 建築面積】 3230.05 m<sup>2</sup>  
【ハ. 延べ面積】 8215.81 m<sup>2</sup>

少数点以下第2位まで記入してください。

【ニ. 検査対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置

給水設備及び排水設備 給排水設備は、佐賀県、佐賀市は対象外です。

【2. 確認済証交付年月日等】

直近の確認番号を記入してください。

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和51年 6月 6日 第〇〇号  
【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ( )  
【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和52年 10月 10日 第〇〇号  
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ( )

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和〇年 8月 5日実施  
【ロ. 前回の検査】 実施 (令和〇年 9月 10日報告) 未実施  
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

最終検査日を記入し、検査後2か月以内に報告してください。

検査日ではなく、報告日を記入してください。

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 〇〇〇〇 号  
建築設備検査員 第 〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 〇〇〇 〇〇〇〇

【ハ. 氏名】 〇〇 〇〇〇

【ニ. 勤務先】 〇〇〇建築設計事務所 ( 1級 ) 建築士事務所 ( 佐賀県 ) 知事登録第 〇〇〇〇 号

【ホ. 郵便番号】 住居表示にて記入してください。

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】 勤務先等の直接連絡の取れる番号を記入してください。

(その他の検査者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 〇〇〇〇 号  
建築設備検査員 第 D〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 〇〇〇 〇〇〇〇

【ハ. 氏名】 〇〇 〇〇

【ニ. 勤務先】 〇〇〇設備 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 〇〇〇〇 号

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇

【ヘ. 所在地】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【ト. 電話番号】 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

太字の換気設備が設置されている場合、報告対象となる。(詳細はP33)

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 系統 室)  
中央管理方式の空気調和設備 ( 1 系統 3 室) 無  
その他 ( 系統 室) 無

【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 3 系統 3 室)  
その他 ( 系統 室) 無

【ハ. 居室等】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 系統 室)  
中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室)  
その他 ( 系統 室) 無

【ニ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【6. 換気設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格 ) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 1階事務室・3階給湯室の換気量不足

【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 令和〇年 1 2 月に改善予定 ) 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 ( 年 月に改善予定 ) 予定なし

【8. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 〇〇〇〇 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 〇〇〇 〇〇〇〇

【ハ. 氏名】 〇〇 〇〇〇

【ニ. 勤務先】 〇〇〇建築設計事務所 ( 1級 ) 建築士事務所 ( 佐賀県 ) 知事登録第 〇〇〇〇 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】 住居表示にて記入してください。

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 D〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

【ロ. 氏名のフリガナ】 〇〇〇 〇〇〇〇

【ハ. 氏名】 〇〇 〇〇

【ニ. 勤務先】 〇〇〇設備 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇

【ヘ. 所在地】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【ト. 電話番号】 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

太字の排煙設備が設置されている場合、報告対象となる。  
(詳細はP33)

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】 区画避難安全検証法 ( 階 ) 階避難安全検証法 ( 階 )  
全館避難安全検証法 その他 ( )

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

吸引式 ( 区画 ) 給気式 ( 区画 ) 加圧式 ( 区画 ) 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

吸引式 ( 区画 ) 給気式 ( 区画 ) 加圧式 ( 区画 ) 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

吸引式 ( 区画 ) 給気式 ( 区画 ) 加圧式 ( 区画 ) 無

【ホ. 居室等】

吸引式 ( 4 区画 ) 給気式 ( 区画 ) 無

【ヘ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン その他 ( )

【10. 排煙設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格 ) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 2階D室排煙風量不足

【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 令和〇年 1 2 月に改善予定 ) 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 ( 年 月に改善予定 ) 予定なし

【12. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 〇〇〇〇 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 〇〇〇 〇〇〇〇

【ハ. 氏名】 〇〇 〇〇〇

【ニ. 勤務先】 〇〇〇建築設計事務所 ( 1級 ) 建築士事務所 ( 佐賀県 ) 知事登録第 〇〇〇〇 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】 住居表示にて記入してください。

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 D〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

【ロ. 氏名のフリガナ】 〇〇〇 〇〇〇〇

【ハ. 氏名】 〇〇 〇〇

【ニ. 勤務先】 〇〇〇設備 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇

【ヘ. 所在地】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【ト. 電話番号】 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇



建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
R〇.12	給気口の目詰まり	塵埃によりネットの目詰まり	R〇.3	吹出し口及びネットの清掃
前回調査時以降に把握した換気設備に係る不具合のうち、第二面の 6 欄（検査状況）において指摘されるもの以外のものについて記入してください。				

【2. 排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
R〇.12	手動開放装置の操作障害	手動開放装置周囲の陳列棚への接触	R〇.3	陳列棚の移動による操作スペースの確保
前回調査時以降に把握した排煙設備に係る不具合のうち、第二面の 10 欄（検査状況）において指摘されるもの以外のものについて記入してください。				

【3. 非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
R〇.2	白熱灯の蓄電池(内蔵形)不良	バッテリー切れ	R〇.11	蓄電池の交換
前回調査時以降に把握した非常用の照明装置に係る不具合のうち、第二面の 14 欄（検査状況）において指摘されるもの以外のものについて記入してください。				

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑤ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 1欄の「ニ」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の4及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から19欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室（建築基準法第28条第3項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は、同項に規定する室（同項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックス

に「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。

- ⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑰ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑲ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該用途について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑳ 9欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ホ」は「ロ」、「ハ」及び「ニ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 4. 第三面関係

- ① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的な内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

検査結果表  
(換気設備)

別記第一号 (A4)

当該検査に関与した検査者	氏名	検査者番号	
	代表となる検査者	〇〇 〇〇〇	1
	その他の検査者	〇〇 〇〇	2

検査者が複数の場合、担当検査者番号を記入してください。(一人の場合は不要)

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号	
		指摘なし	要是正	既存不適格		
1	<b>法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）</b>					
(1)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	○		1, 2
(2)			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	○		1, 2
(3)			各居室の給気口及び排気口の設置位置	○		1, 2
(4)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	○		1, 2
(5)			風道の取付けの状況	○		1, 2
(6)			風道の材質	○		1, 2
(7)			給気機又は排気機の設置の状況	○		1, 2
(8)			換気扇による換気の状況	○		1, 2
(9)	機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む。)の性能	各居室の換気量		○		1, 2
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		○		1, 2
(11)	中央管理方式の空調設備	空調設備の主要機器及び配管の外観	空調設備の設置の状況	○		1, 2
(12)			空調設備及び配管の劣化及び損傷の状況	○		1, 2
(13)			空調設備の運転の状況	○		1, 2
(14)			空気ろ過器の点検口	○		1, 2
(15)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	○		1, 2
(16)	空調設備の性能	各居室の温度		○		1, 2
(17)		各居室の相対湿度		○		1, 2
(18)		各居室の浮遊粉じん量		○		1, 2
(19)		各居室の一酸化炭素含有率		○		1, 2
(20)		各居室の二酸化炭素含有率		○		1, 2
(21)		各居室の気流		○		1, 2

別表1 換気状況評価表(P19)の添付が必要。

前回の検査以降に実施された同等の方法で実施した検査(ビル管法に伴う環境測定など)の記録を参照する場合は、別途記録の添付が望ましい。(P20)

2 換気設備を設けるべき調理室等						
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質		○		1, 2
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況		○		1, 2
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ		○		1, 2
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置		○		1, 2
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況		○		1, 2
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況		○		1, 2
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離		○		1, 2
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況		○		1, 2
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)		—		1, 2
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況		○		1, 2
(11)		換気扇による換気の状況		○		1, 2
(12)		給気機又は排気機の設置の状況		○		1, 2
(13)		機械換気設備の換気量		○		1, 2

別表2 換気風量測定表(P21)の添付が必要。

別表2で要是正に指摘がある場合に○を記入。

3 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室						
(1)	防火ダンパー等(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの設置の状況		○		1, 2
(2)		防火ダンパーの取付けの状況		○		1, 2
(3)		防火ダンパーの作動の状況		○		1, 2
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況		○		1, 2
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無		○		1, 2
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ		○		1, 2
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況		○		1, 2
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置		○		1, 2
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況		○		1, 2

4 上記以外の検査項目等						

特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(9)	各居室の換気量	1階事務室の換気量不足	換気設備の整備、改善されない場合は交換する。	R〇.12
2(13)	機械換気設備の換気量	3階給湯室の換気量不足	換気設備の整備、改善されない場合は交換する。	R〇.12
3(5)	防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	点検口の付近に障害物あり	障害物を撤去する。	R〇.12
<p>要是正の指摘などがあった場合、特記事項欄の記入してください。併せて、要是正とされた部分の写真を別添様式(P26)に従い添付してください。</p>				

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。
- ⑫ 2(13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(別表2)を添付してください。
- ⑬ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ⑮ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表  
(排煙設備)

別記第二号 (A4)

当該検査に関与した検査者	氏名	検査者番号
	代表となる検査者	〇〇 〇〇〇
	その他の検査者	〇〇 〇〇

検査者が複数の場合、担当検査者番号を記入してください。(一人の場合は不要)

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等				
(1)	排煙機 排煙機の設置の状況	○			1,2
(2)	排煙機 排煙機との接続の状況	○			1,2
(3)	排煙機 煙排出口の設置の状況	○			1,2
(4)	排煙機 煙排出口の周囲の状況	○			1,2
(5)	排煙機 屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	○			1,2
(6)	排煙機 排煙機の性能 排煙機の開放と連動起動の状況	○			1,2
(7)	排煙機 排煙機の性能 作動の状況	○			1,2
(8)	排煙機 排煙機の性能 電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	○			1,2
(9)	排煙機 排煙機の性能 排煙機の排煙風量	○			1,2
(10)	排煙機 排煙機の性能 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	—			
(11)	排煙口 機械排煙設備の排煙口の位置	○			1,2
(12)	排煙口 排煙口の周囲の状況	○			
(13)	排煙口 排煙口の取付けの状況	○			
(14)	排煙口 手動開放装置の周囲の状況	○			
(15)	排煙口 手動開放装置の操作方法の表示の状況	○			
(16)	排煙口 機械排煙設備の排煙口の性能 手動開放装置による開放の状況	○			1,2
(17)	排煙口 排煙口の開放の状況	○			1,2
(18)	排煙口 排煙口の排煙風量	○			1,2
(19)	排煙口 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	—			
(20)	排煙口 煙感知器による作動の状況	○			1,2
(21)	排煙風道 機械排煙設備の排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	○			1,2
(22)	排煙風道 排煙風道の取付けの状況	○			1,2
(23)	排煙風道 排煙風道の材質	○			1,2
(24)	排煙風道 防煙壁の貫通措置の状況	○			1,2
(25)	排煙風道 排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	○			1,2
(26)	排煙風道 防火ダンパー (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	○			1,2
(27)	排煙風道 防火ダンパーの取付けの状況	○			1,2
(28)	排煙風道 防火ダンパーの作動の状況	○			1,2
(29)	排煙風道 防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	○			1,2
(30)	排煙風道 防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	○			1,2
(31)	排煙風道 防火ダンパーの温度ヒューズ	○			
(32)	排煙風道 壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	○			
(33)	特殊な構造の排煙設備 排煙口及び給気口の大きさ及び位置	—			
(34)	特殊な構造の排煙設備 排煙口及び給気口の周囲の状況	—			
(35)	特殊な構造の排煙設備 排煙口及び給気口の取付けの状況	—			
(36)	特殊な構造の排煙設備 手動開放装置の周囲の状況	—			
(37)	特殊な構造の排煙設備 手動開放装置の操作方法の表示の状況	—			
(38)	特殊な構造の排煙設備 排煙口の排煙風量	—			
(39)	特殊な構造の排煙設備 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	—			
(40)	特殊な構造の排煙設備 煙感知器による作動の状況	—			
(41)	特殊な構造の排煙設備 給気風道の劣化及び損傷の状況	—			
(42)	特殊な構造の排煙設備 給気風道の材質	—			
(43)	特殊な構造の排煙設備 給気風道の取付けの状況	—			
(44)	特殊な構造の排煙設備 防煙壁の貫通措置の状況	—			
(45)	特殊な構造の排煙設備 給気送風機の設置の状況	—			
(46)	特殊な構造の排煙設備 給気送風機の性能 給気風道との接続の状況	—			
(47)	特殊な構造の排煙設備 排煙口の開放と連動起動の状況	—			
(48)	特殊な構造の排煙設備 作動の状況	—			
(49)	特殊な構造の排煙設備 電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	—			
(50)	特殊な構造の排煙設備 給気送風機の給気風量	—			
(51)	特殊な構造の排煙設備 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	—			
(52)	特殊な構造の排煙設備 吸込口の設置位置	—			
(53)	特殊な構造の排煙設備 吸込口の周囲の状況	—			
(54)	特殊な構造の排煙設備 屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	—			
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー				
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況			
(2)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	給気口の周囲の状況			
(3)	加圧防排煙設備 排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(4)	加圧防排煙設備 排煙風道の取付けの状況				
(5)	加圧防排煙設備 排煙風道の材質				

別表3 排煙風量測定表 (P22) の添付が必要。

該当しない項目がある場合は斜線等で抹消。

別表3-2 排煙風量測定記録表 (P23) の添付が必要。

佐賀県 (市) 検査対象外

(6)	給気口の外観	給気口の周囲の状況				
(7)		給気口の取付けの状況				
(8)		給気口の手動開放装置の周囲の状況				
(9)		給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(10)	給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況				
(11)		給気口の開放の状況				
(12)	給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(13)		給気風道の取付けの状況				
(14)		給気風道の材質				
(15)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(16)		給気風道との接続の状況				
(17)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況				
(18)		作動の状況				
(19)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(20)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(21)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(22)		吸込口の周囲の状況				
(23)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
(24)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速				
(25)	空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置				
(26)		空気逃し口の周囲の状況				
(27)		空気逃し口の取付けの状況				
(28)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況				
(29)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置				
(30)		圧力調整装置の周囲の状況				
(31)		圧力調整装置の取付けの状況				
(32)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況				

佐賀県（市）検査対象外

**3 令第126条の2第1項に規定する居室等**

(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	○			1,2
(2)		手動降下装置による連動の状況	○			1,2
(3)		煙感知器による連動の状況	○			1,2
(4)		可動防煙壁の材質	○			1,2
(5)		可動防煙壁の防煙区画	○			1,2
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	○			1,2

**4 予備電源**

(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	○		1,2
(2)			発電機の発電容量	○		1,2
(3)			発電機及び原動機の状況	○		1,2
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	○		1,2
(5)			始動用の空気槽の圧力	○		1,2
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	○		1,2
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	○		1,2
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	○		1,2
(9)			自家用発電装置の取付けの状況	○		1,2
(10)			自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る)	—		
(11)			接地線の接続の状況	○		1,2
(12)			絶縁抵抗	○		1,2
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	○		1,2
(14)			始動の状況	○		1,2
(15)			運転の状況	○		1,2
(16)			排気の状況	○		1,2
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	○		1,2
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	—		
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	—		
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	—		
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	—		
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況	—		
(23)			Vベルト	—		
(24)			接地線の接続の状況	—		
(25)			絶縁抵抗	—		
(26)		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	—		

**5 上記以外の検査項目等**


**特記事項**

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(9)	排煙機の排煙風量	2階D室の排煙量不足	排煙機の整備、改善されない場合は交換する。	R○.12

要是正の指摘などがあった場合、特記事項欄の記入してください。  
併せて、要是正とされた部分の写真を別添様式(P26)に従い添付してください。

--	--	--	--	--

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表(別表3)を添付してください。
- ⑫ 1(37)「排煙口の排煙風量」及び1(49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表(別表3-2)を添付してください。
- ⑬ 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表(別表3-3)を添付してください。
- ⑭ 5「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- ⑮ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ⑯ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表  
(非常用の照明装置)

別記第三号 (A4)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名 ○○ ○○○	検査者番号 1 2
	その他の検査者	○○ ○○	

検査者が複数の場合、担当検査者番号を記入してください。(一人の場合は不要)

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
<b>1 照明器具</b>					
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	○		1,2
(2)		照明器具の取付けの状況	○		1,2
<b>2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置</b>					
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	○		1,2
(2)	照度	照度の状況	○		1,2
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	○		1,2
(4)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	○		1,2
<b>3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置</b>					
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	○		1,2
(2)		電気回路の接続の状況	○		1,2
(3)		接続部(幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況	○		1,2
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	○		1,2
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	○		1,2
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	○		1,2
<b>4 電池内蔵形の蓄電池</b>					
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	—		
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	—		
<b>5 電源別置形の蓄電池</b>					
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	○	1,2
(2)			蓄電池室の換気の状況	○	1,2
(3)			蓄電池の設置の状況	○	1,2
(4)		蓄電池の性能	電圧	○	1,2
(5)			電解液比重	○	1,2
(6)			電解液の温度	○	1,2
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	○	1,2
(8)			キュービクルの取付けの状況	○	1,2
<b>6 自家用発電装置</b>					
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	○	1,2
(2)			発電機の発電容量	○	1,2
(3)			発電機及び原動機の状況	○	1,2
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	○	1,2
(5)			始動用の空気槽の圧力	○	1,2
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	○	1,2
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	○	1,2
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	○	1,2
(9)			自家用発電装置の取付けの状況	○	1,2
(10)			自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	—	
(11)			接地線の接続の状況	○	1,2
(12)			絶縁抵抗	○	1,2
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	○	1,2
(14)			始動の状況	○	1,2
(15)			運転の状況	○	1,2
(16)			排気の状況	○	1,2
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	○	1,2
<b>7 上記以外の検査項目等</b>					
					1,2
					1,2
					1,2
<b>特記事項</b>					
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	
1(2)	照度の状況	1階店舗の照度不足	非常用照明器具を交換する。	R○.11	
		要是正の指摘などがあつた場合、特記事項欄の記入してください。併せて、要是正とされた部分の写真を別添様式(P26)に従い添付してください。			

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関する検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関する検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付してください。
- ⑫ 7「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑬ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ⑭ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定年月日	測定機器	メーカー名	〇〇〇〇株式会社		型式番号等	判定
			換気方式	換気設備機種名*注1		
階					換気状況の評価*注2	
1		360	一種・二種・三種	外気処理ユニット	400 m <sup>3</sup> /h	指摘なし・要是正
1		240	一種・二種・三種	天井換気扇	200 m <sup>3</sup> /h	指摘なし・要是正
2		531	一種・二種・三種	排気ファン	1200 m <sup>3</sup> /h	指摘なし・要是正

「必要換気量≦測定風量」の場合「指摘なし」に○印を記入。  
測定風量が必要換気量未満になる場合は「要是正」に○印を記入。

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取入口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。

これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

無窓居室の換気設備が中央管理方式の空気調和設備の場合添付



別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

測定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		測定機器 メーカー名	〇〇〇〇株式会社		型式番号等	測定風量 (m³/h)	判定	
	使用器具	発熱量(kW)		換気型式(n)	必要有効換気量 (m³/h)				開口面積 (m²)
1階給湯室	5号給湯器ガス コンロ2口	17.2	40	30・20・2	640	0.09	2.2	712.8	指摘なし・要是正
2階給湯室	5号給湯器ガス コンロ2口	17.2	40	30・20・2	640	0.09	2.5	810.2	指摘なし・要是正
3階給湯室	5号給湯器ガス コンロ2口	17.2	40	30・20・2	480	0.07	1.8	453.6	指摘なし・要是正

「必要換気量 ≤ 測定風量」の場合「指摘なし」に○印を記入。  
測定風量が必要換気量未満になる場合は「要是正」に○印を記入。

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

火気使用室の換気設備が機械換気設備の場合添付

別表3 排煙風量測定記録表 (A4) ※注1

測定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	測定機器 メーカー名	〇〇〇〇株式会社	型式番号等	〇〇〇-〇〇〇〇
1	排煙機系統 (機器番号等)		排煙機銘板表示	排煙機の規定風量	
	一般系統 (SMF-2)		15,000m <sup>3</sup> /h×400Pa×7.5kw	最大防煙区画面積	350m <sup>2</sup> × 1 or 2 = 700 m <sup>3</sup> /min

階	排煙口		測定風速 (m/s) ※注2	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)	判定
	室名	排煙口面積 (m <sup>2</sup> )				
1	A室	0.64	8.3	318	300	指摘なし・要是正
1	B室	0.64	9.2	353	350	指摘なし・要是正
1	廊下	0.36	9.5	205	120	指摘なし・要是正
2	C室	0.64	8.4	322	300	指摘なし・要是正
2	D室	0.64	8.3	318	340	指摘なし・要是正
2	廊下	0.36	9.7	209	120	指摘なし・要是正
3	E室	0.64	9.7	372	300	指摘なし・要是正
3	F室	0.64	8.7	334	300	指摘なし・要是正
3	廊下	0.36				指摘なし・要是正

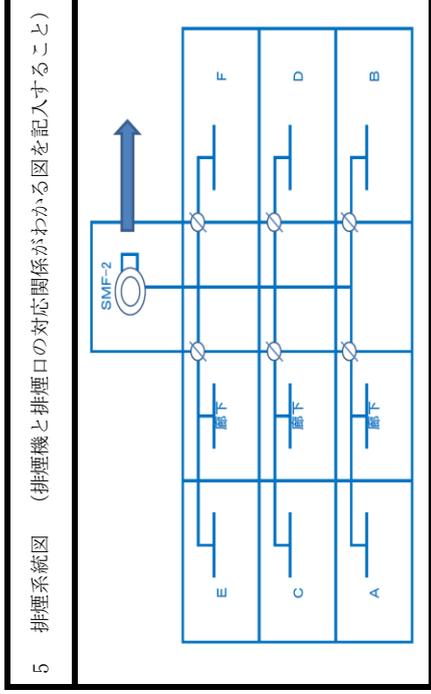
「測定風量≧規定風量」の場合「指摘なし」に○印を記入。  
測定風量が規定風量未満になる場合は「要是正」に○印を記入。

排煙機		測定風速 (m/s) ※注2	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)	判定
排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (m <sup>2</sup> )				
SMF-2	0.64	18.5	710	700	指摘なし・要是正

4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有	指摘なし・要是正

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。  
注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。  
注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

居室等の排煙設備が吸引式の場合添付



別表3-2 排煙風量測定記録表 (A4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日	測定機器	メーカー名	型式番号等
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示	給気送風機の性能 (風量) m <sup>3</sup> /min

階	排煙口			測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)	判定
	室名	排煙口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s)※注1			
2						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正

3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン 切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。  
 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるかを判定すること。

4	排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)
---	------------------------------------

### 居室等の排煙設備が給気式の場合添付

平成29年度 別表様式追加

平成28年度11月「平成20年国土交通省告示第285号」改正による

別表3-3 排煙風量測定記録表 (A4) 加圧式 (加圧防排煙設備)

測定年月日	測定機器	メーカー名	型式番号等
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示	給気送風機の性能(風量)
			PC main

階	遮煙開口部・空気逃し口				判定		
	室名	空気逃し口的方式※注1	測定排出風速※注2 (m/s)	規定排出風速※注3 (m/s)			
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/>		算定式※注3	遮煙開口部の高さ (m)		
		2. 機械方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		2. 機械方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		2. 機械方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正

佐賀県(市)は対象外

平成29年度 別表様式追加  
平成28年度11月「平成20年国土交通省告示第285号」改正による

3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有・無	指摘なし・要是正

注1) 「空気逃し口的方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。  
 注2) 「測定排出速度」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。  
 注3) 隣接室を区画する当区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出速度を算出し、「規定排出速度」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。  
 ①  $V=2.7\sqrt{H}$  ②  $V=3.3\sqrt{H}$  ③  $V=3.8\sqrt{H}$   
 ※ 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

4	排煙系統図 (給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること)
---	--------------------------------------

別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (A 4)

測定年月日	○○年○○月○○日	測定機器	メーカー名	○○○○株式会社	型式番号等	○○○-○○○○	
光源の種類	階	最低照度の測定場所				最低照度 (lx)	判定
		部屋・廊下等					
白熱灯	1階	店舗				0.7	指摘なし・要是正
蛍光灯	2階	廊下 (階段室付近)				8	指摘なし・要是正
その他 ( )							指摘なし・要是正

白熱灯の場合「1ルクス以上」、蛍光灯、大臣認定LEDの場合「2ルクス以上」の場合は「指摘なし」に○印を記入。

(別紙)

階別	測定場所	測定位置 <sup>*注1</sup>	光源の種類 <sup>*注2</sup>	照度 (lx)
1	店舗	避難口	白熱灯	0.7
1	事務室	出入り口付近	蛍光灯	9
1	廊下	階段室付近	蛍光灯	8
2	広間	出入り口付近	白熱灯	10
2	廊下	避難口	白熱灯	14
2	階段	踊場	白熱灯	15
3	廊下	避難口	白熱灯	18

注 1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」、「右壁中央付近」のように明記する。

注 2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、その他の別及び電池内蔵のものにあつては、(内) と付す。

別添様式 関係写真 (A4)

部位	番号	検査項目等	検査結果
	1(9)	換気設備が設けられた居室の機械換気設備の各室の換気量	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; text-align: center;">                     写真貼付                       写      真                 </div>		特記事項	・1階事務室に設置された機械換気設備の換気量が不足している。
		<div style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></div>	

部位	番号	検査項目等	検査結果
	2(13)	換気設備を設けるべき調理室の機械換気設備の換気量	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; text-align: center;">                     写真貼付                       写      真                 </div>		特記事項	・3階給湯室に設置された機械換気設備の換気量が不足している。
		<div style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></div>	

「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成してください。

(注意)

- ① この書類は、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目等」は、それぞれ別記第一号様式から第四号様式の番号、検査項目等に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

建築設備等を使用しなくなった場合等に添付

第8号様式(第7条関係)

建築設備等 **廃止** 休止 届  
再使用

下記の建築設備等を **廃止** 休止 再使用 したので、佐賀県建築基準法施行細則第7条第5項の規定により届  
け出ます。

佐賀県知事  
又は  
佐賀市長

様

日付は提出日です。 年 月 日

届出者 住所 佐賀県佐賀市佐賀町456  
氏名 株式会社 佐賀ホテル 代表取締役 佐賀 太郎  
電話 0952 - 12 - 3456

令和3年4月1日から押印不要

記

1	所有者の住所・氏名	佐賀県佐賀市佐賀町456 株式会社 佐賀ホテル 代表取締役 佐賀 太郎	
2	管理者の住所・氏名	佐賀県佐賀市佐賀町456 株式会社 佐賀ホテル 代表取締役 佐賀 太郎	
3 建築物の概要	(1)所在地	佐賀県佐賀市佐賀町456	
	(2)名称	佐賀ホテル	
	(3)用途	ホテル	
	(4)規模	階数(地上 3 階・地下 0 階)、延べ面積( 8,215.81 m <sup>2</sup> )	
4	建築設備等の種類・用途・構造	換気設備 ホテル・鉄筋コンクリート造	
5	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び番号	建築主事 昭和51 年 6 月 6 日 123456 号	
6	完了検査年月日 前回報告年月日	完了 検 査 昭和52年 10 月 10 日	前 回 報 告 令和〇年 9 月 10 日
7	廃止・休止・再使用 の理由	火気使用室のガスコンロをIHに変更したため	
8	廃止年月日 休止期間 再使用年月日	廃 止 : 令和〇年 5月 20日 休 止 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 再 使 用 : 年 月 日	
	備考		





**【6. 排煙設備の検査者】**

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

---

**【7. 排煙設備の概要】**

【イ. 避難安全検証法等の適用】 区画避難安全検証法 ( 階) 階避難安全検証法 ( 階)  
全館避難安全検証法 その他 ( )

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

吸引式 ( 区画) 給気式 ( 区画) 加圧式 ( 区画) 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

吸引式 ( 区画) 給気式 ( 区画) 加圧式 ( 区画) 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

吸引式 ( 区画) 給気式 ( 区画) 加圧式 ( 区画) 無

【ホ. 居室等】 吸引式 ( 区画) 給気式 ( 区画) 無

【ヘ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン その他 ( )

---

**【8. 非常用の照明装置の検査者】**

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【9. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 白熱灯 ( 灯) 蛍光灯 ( 灯)  
LEDランプ ( 灯) その他 ( 灯)
- 【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)  
蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)  
自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)  
蓄電池 (別置形)・自家発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)  
その他 ( )
- 

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【11. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク ( 基 m<sup>3</sup>) 貯水タンク ( 基 m<sup>3</sup>)  
その他 ( )
- 【ロ. 排水設備】 排水槽 ( 汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)  
排水再利用配管設備 その他 ( )
- 【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無
- 【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式
- 【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器  
その他 ( )

【12. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の六様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

## 定期報告対象一覧(建築設備)

下表に掲げる建築物(当該用途の床面積が2,000平方メートル以上のものに限る)の換気設備、排煙設備、非常用照明装置が対象となります。

対象 (避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの(1-bを除く))			規模等(いずれかに該当するもの)	報告時期
用途				
1	a	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの</li> <li>・当該用途の床面積(客席部分)が200平方メートル以上のもの</li> <li>・劇場・映画館・演芸場で、主階が1階にないもの</li> </ul>	毎年 9月1日から 11月30日まで ※ <sup>1</sup> 報告は検査の 2ヶ月以内
	b	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの</li> </ul>	
2	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの</li> <li>・2階にある当該用途の床面積が500平方メートル以上のもの</li> <li>・当該用途の床面積が3,000平方メートル以上のもの</li> </ul>		
3	旅館又はホテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの</li> <li>・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの</li> </ul>		
4	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、就寝用途の児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの</li> <li>・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの(病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る)</li> </ul>		

※1

建築基準法施行細則

第7条第4項 法第12条第3項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前2月以内に行わなければならない。

## 定期報告対象となる建築設備の種類

報告対象施設用途	建築設備の種類	建築設備の内容	報告の要否
①劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場 ②百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗 ③旅館又はホテル ④病院、診療所、就寝用途の児童福祉施設等 ※上記①から④に掲げる施設の床面積2,000㎡以上	換気設備	中央管理方式による空調設備（無窓居室の機械換気）	必要
		上記以外の機械換気	不要
		用途①②で火気使用のための機械換気	不要
		用途③④で火気使用のための機械換気	必要
	排煙設備	居室等に設けられた機械排煙設備※1	必要
	非常用照明	開放型蓄電池を予備電源としたもの	必要
		開放型蓄電池と自家用発電装置とを組み合わせたもの	必要
		内蔵型及び密閉型蓄電池のみ	不要
		自家用発電機装置のみ	不要

※1 令第126条の2第1項に規定する居室等が報告の対象です。

令第123条第3項第2号に規定する階段室又は附室や令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は昇降ロビーに設けられた排煙設備の報告は不要です。

※2 衛生設備はすべて対象外とし、報告は不要です。